## 資料1-2 審議参加の状況

## 動物用医薬品等部会

				資料関与		申告状況(	延べ人数)			<u>*1</u>				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		対応状況※1		古拉美法	議決権を	送法ルー会
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	直接議決  に参加した   委員数	一般次権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員数
令和3年3月4日	19	議題1	16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	0	15
	19	議題2	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	19	議題3	16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	0	15
	19	議題4	16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	0	15
	19	議題5	16	0	0	1	0	1	0	0	1	15	0	15
	19	議題6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	19	議題7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
令和3年6月9日	19	議題1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題5	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
令和3年9月1日	19	議題1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題4	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題5	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題6	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題7	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
令和3年12月3日		議題1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題2	17	0	0	0	0	1	0	0	1	16	0	16
	19	議題3	17	0	0	0	0	1	0	0	1	16	0	16
	19	議題4	17	0	0	0	0	1	0	0	1	16	0	16
	19	議題5	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題6	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17

<sup>※1</sup> 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

<sup>※2</sup> 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。

<sup>※3</sup> 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(	延べ人数)			X1\X1				
				委員	申請企			業関係		対応状況※1		古拉琴法	議決権を	送法に会
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	一般が作を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員 数
令和3年1月15日	13	議題1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	13		9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
令和3年4月22日	13		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年10月21日	13	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題2	10	0	0	0	0	1	0	0	1	9	0	9
	13	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

#### 資料1-2 審議参加の状況

## 動物用抗菌性物質製剤調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(		業関係		対応状況※1		- 直按議选	議決権を	送池に会
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	直接譲決  に参加した   委員数	職 決権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員数
令和3年1月18日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和3年7月7日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和3年10月8日	13	議題1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	13	議題2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	- 申告状況(延べ人数) 申請企業関係 競合企業関係					対応状況※1		- <del></del>	======================================	=+\1, 4
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	直接議決  に参加した   委員数	議決権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員 数
令和3年1月14日	13	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年4月19日	13	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年7月28日	13		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題2	10	1	0	0	0	0	1	0	0	9	0	9
	13	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年10月27日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(								
				委員	申請企業関係		競合企業関係					古拉镁油	議決権を	=====================================
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	直接議次に参加した を員数	議決権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員 数
令和3年1月22日	12	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年8月24日	12		12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	12	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

#### 資料1-2 審議参加の状況

## 動物用医薬品残留問題調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(	延べ人数) 競合企	<del>業</del> 関 <i>区</i>		対応状況※1				
開催日	総委員数	議題	出席委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員 数
令和3年1月13日	13	議題1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	13		9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
令和3年8月3日	13		11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和3年10月25日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(				対応状況※1				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係				直接議決	議決権を	≅ 汰 <i>ι - 女</i>
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	でを選びたい。 に参加した 委員数	破水権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	議決に参加した委員 数
令和3年1月19日	13	議題1	11	0	0	1	0	0	0	0	1	10	0	10
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題3	11	0	0	1	0	0	0	0	1	10	0	10
令和3年2月9日	13	議題1	12	0	0	1	0	2	0	0	4	8	0	8
令和3年7月20日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与	± ± ∧	申告状況(		<b>Ж</b> ВВ <i>Г</i> С		対応状況 <sup>※1</sup>				
				委員	申請企	美 関 徐	競合企	<b>美関係</b>				古埣議选	議決権を	議法に会
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 <sup>※2</sup>	議決 不参加	に参加した 変員数	議決権を 行使した委 員数 <sup>※3</sup>	加した委員数
令和3年3月24日	10	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年9月14日	10	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	10	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	10	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和3年12月13日	10	議題1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	10	議題2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	10	議題3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領等により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例等)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決 結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。